

田 福 祉 第 3 5 3 号
平成 2 4 年 8 月 7 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

田尻町長 原 明美

2012年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

平成 2 4 年 5 月 2 8 日付けで要請のありました標記については、下記のとおりです。

記

1. 国民健康保険について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）

(回答)

一般会計独自繰入及び減免制度については、これまでの基準を維持してまいりたいと考えております。

一部負担金減免制度については、近隣の状況等を踏まえ検討していくこととします。

- ② 法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

(回答)

資格証明書の発行については、継続していく考えです。

高校生世代までの被保険者に対しては、長期証を郵送により配布しております。

- ③ 財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがなくかきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止を行うこと。

(回答)

滞納世帯については今後とも生活困窮に陥らないよう配慮しつつ、悪質な滞納世帯については財産調査・差押を実施していく予定であります。また、聞き取り等により生活困窮が判明した場合、関係部署と連携を図り対応していきます。

生活保護受給者の過去の滞納分については、分納により納付をお願いしたいと考えております。

- ④ 国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう市内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

(回答)

納付相談において生活困窮が判明した場合は本人の意向も踏まえた上で、生活保護担当課や生活相談窓口へ繋ぐよう連携を取っています。

- ⑤ 国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条

例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

(回答)

広域化については、今後の動向を注視したいと考えております。国庫負担の増については、大阪府を通じて毎年国に要望しています。

- ⑥ 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などしたうえでホームページでも公開すること。

(回答)

運営協議会は、全面公開としています。議事録等の公開については、公開請求により公開しているため、ホームページ上での公開については、行っておりません。

2. 健診について

- ① 特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとする。

(回答)

特定健診は無料としており、住民が受診しやすいよう日曜日にも集団健診を行う予定です。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

本町は、がん検診等と特定健診を同時に受診できるようにしております。費用については、一部負担していただいております。

- ③ 人間ドック助成も行うこと。

(回答)

人間ドックについては、本人負担1万円、人間ドックと脳ドックで2万円としています。

3. 介護保険・高齢者施策について

- ① 国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。

特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

(回答)

介護保険料については、介護給付費準備基金等を全額取り崩して、引き上げ幅を最小限に抑えています。一般会計繰り入れによる引き下げは、高齢者の保険料を他の方に転嫁することになり、好ましくないと考えております。

- ② 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすため、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

入所待機者解消に向け施設整備は必要と考えていますが、町域のみで特養等を整備するだけの必要数がないため、圏域での整備調整を進める必要があります。

- ③ 軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

(回答)

介護予防生活支援総合事業については、第5期計画期間中は実施しない予定です。大阪府の財政安定化基金特別活用事業を活用し、一般会計の高齢者施策を拡充します。

- ④ 低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。施設利用者の食費・部屋代の低所得者軽減(補足給付)を改悪

しないよう国に求めること。処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

(回答)

利用料の軽減制度は実施しておりません。

- ⑤ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

(回答)

本町では、ローカルルールは特に定めていません。

- ⑥ 事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国の Q&A や川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を発出すること。

(回答)

訪問介護が不当に短縮されたとの苦情はありません。国から Q&A が出ており、町独自の通知は考えておりません。

- ⑦ 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

(回答)

第 5 期計画で重点的に取り組む事項として、「高齢者に届く」地域包括ケアシステムの構築を掲げており、町の責務で地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築を進めてまいります。

4. 生活保護について

- ① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。
- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手

引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

- ③ 申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事のを確保すること。
- ④ 通院や就職活動などの交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。
- ⑤ 「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。
- ⑥ 自動車がない場合は生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

(回答)

本町の生活保護の実施体制につきましては、受付は、本町で行うものの、申請から決定までの業務は、大阪府岸和田子ども家庭センターで行っております。従いまして、上記のご要望につきましては、大阪府へお伝えします。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

(回答)

本町では、町内に住むこどもを対象とした医療費制度について、平成21年7月より就学前から小学校3年生年度末に対象者を拡大し、また、平成23年7月からは小学校3年生年度末から中学生3年生年度末に対象者の拡大を実施しました。

所得制限については、従来より設けておりません。入院、通院ともに医療費の自己負担額の一部を助成しています。

無料制度につきましては、大阪府内全ての市町村が一部負担金を導入しております。

独自の無料化は、医療機関の混乱、事務の煩雑等の課題がありますので、現在のところ予定はございません。

- ② 全国最低レベルの妊婦検診を全国並み(14回、10万円程度)の補助とすること。

(回答)

上限 3,500 円/回の妊婦健康診査（最大 14 回分）、HTLV-1、クラミジア検査、超音波検査（最大 4 回分）を妊娠週数に応じて補助しております。

- ③ 就学援助の適用条件について収入・所得ではなく課税所得で見ること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費のかさむ 4 月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

(回答)

現在の田尻町就学援助制度の状況は次のとおりです。

1. 就学援助を受けることができるのは、前年中の総所得金額が、生活保護基準額以下の世帯です。
2. 手続きは、田尻町教育委員会事務局 学事課で行っています。
3. 奨励費の支給は、8 月・12 月・3 月と年 3 回行っています。前年中の総所得金額を把握できるのが 6 月 1 日以降となっていることから、就学援助の認定決定は、7 月中旬を目途に行っています。このことから、第 1 回支給月は、8 月上旬ということになっています。
なお、現行の制度を変更する予定はありません。

- ④ 子宮けいがんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

(回答)

現在、無料で接種しております。

- ⑤ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

(回答)

子育て世代支援と自治体の活性化のための「新婚家賃補助」の制度化についてですが、財政面の観点から現在のところ予定はございません。

また、「子育て世代家賃補助」についてですが、平成 22 年 3 月に策定しました「田尻町次世代育成支援行動計画」に基づき子育て支援を進めてまいり

ます。

本町の人口推計によると15歳未満の人口推移は住宅地の開発などにより増加傾向にあります。財政面において将来への影響を考慮しながら町の単独事業の拡充に必要な予算をどのように確保していけるのか十分に検討してまいりたいと考えます。